

消費者

「保険金が使えない」と勧誘する 住宅修理トラブルに注意!

【相談事例】

突然訪問して来た業者から「近所を回っているが、台風の被害はなかったですか」と言われました。業者は家の外を見て回り、「これだけの被害があれば、昨年の台風の影響というだけで、保険金が下りるかもしれません。修理も保険金の請求もします」と言いました。網戸が破れていて、修理したかったのだから、修理したままに契約しました。



【アドバイス】

「保険金が出るようにサポートするので住宅を修理しないか」と勧誘する住宅修理サービスに関する相談が増えています。

●保険金が支払われるかどうかは申請してみないと分かりません。また、業者から自己負担がないと

言われても、全額保険金が支払われるとも限りません。思ったより保険金が少なく、工事費用を自己資金で払わなければならなくなる例もあります。契約前に加入している保険の内容を確認して保険会社や代理店に相談しましょう。

また、高額な保険金を請求するために、災害で被害が出た部分だけでなく、経年劣化による損耗まで損害額に含めて請求しようとする悪質な業者もいるため注意が必要です。

●保険金を請求するためのサポートを行うという契約をした場合、その手数料は損害保険会社から支払われる保険金の40～50%と高額になることがあります。

●訪問販売の場合、クーリング・オフは可能です。しかし、契約書の受け取り後8日を過ぎると、契約を解除することは難しくなりますので、気を付けましょう。

* * *

疑問を感じたら、すぐに消費者センターにご相談下さい。

■問い合わせ

消費者センター(☎829・1234)